

# 「かごしまの農林水産物認証制度マイスター」認定要領

## 1 目的

かごしまの農林水産物認証制度は、農業生産工程管理手法を全国に先駆けて取り入れた本県独自の制度で、消費者や流通関係者等への認知度向上に努め、有利販売につなげる等一定の成果を得てきたところであるが、さらなる推進を図る必要がある。

このため、これまで長年にわたり、かごしまの農林水産物認証を取得してきた団体・個人を「マイスター」として認定し、生産意欲の向上やかごしまの農林水産物認証制度に対する消費者や流通関係者等への認知度向上を図る。

## 2 認定要件及び認定方法

### (1) 認定要件

10年以上、同一品目についてかごしまの農林水産物認証を取得している団体・個人

### (2) 認定方法

ア 県は、認定要件を満たす団体・個人に対し、マイスターとして認定する旨を通知するとともに、マイスター認定の受諾の可否について確認を行う。

イ 県は、マイスター認定を受諾する団体・個人に対し、「かごしまの農林水産物認証制度マイスター認定証」を交付する。

## 3 マイスターに対する活動支援

(1) テレビや新聞等マスコミへの案内や県ホームページでの紹介

(2) ポスター等のPR資材の提供

(3) PR協力店（量販店やレストラン等）へマイスターが生産した農林水産物を紹介

(4) その他

## 4 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項については別に定める。

### (附則)

この認定要領は、平成29年3月24日から施行する。

この認定要領は、令和7年4月1日から施行する。